

税務講座 ④④

集落営農の法人化③

森税務会計事務所 所長
全国農業経営コンサルタント協議会 専務理事・事務局長
税理士・行政書士
森 剛一

従事分量配当は課税仕入れ

今まで農事組合法人の従事分量配当の消費税の取扱いについては明文の規定がなく、事実上、各税務署・国税局によって取扱いが異なっていました。このため農水省を通じて国税庁に照会していたところ、従事分量配当は、①定款に基づいて行なわれるものであること、②役務の提供の対価としての性格を有することから、課税仕入れに該当するという見解が、このたび示されたところです。

集落営農、とくに麦・大豆などの転作受託組織を法人化した場合、消費税の課税売上げとなる農産物代金(品代)は収入全体の一部であり、麦・大豆の収入の大半は品目横断的経営安定対策(緑ゲタ・黄ゲタ・ナラシ)、新産地づくり対策の交付金といった消費税の課税対象外(不課税)取引になります。こうした場合に農事組合法人を設立して従事分量配当を行った場合、課税仕入れが課税売上げを経常的に上回るようになります。したがって、そのような場合には、消費税の一般課税(本則課税)の適用を受けることにより、毎年、消費税の還付を受けることができます。なお、新設の法人が設立第1期から一般課税の適用事業者となるには、資本金を1千万円以上とするか、設立第1期中に「消費税課税事業者選択届出書」を提出します。

ところで、前回説明したとおり、協同組合等に該当する農事組合法人が支出する従事分量配当の金額は、配当を支出した事業年度ではなく、配当の計算の対象となる取引のあった事業年度に遡って損金算入することができます。このため、消費税の取扱いについても、消費税法基本通達9-6-2(資産の譲渡等の時期の別段の定め)に基づき、法人の選択により、配当金を支払った事業年度ではなく、事業に従事した事業年度の課税仕入れとすることが認められます。

◆消費税法基本通達 9-6-2(資産の譲渡等の時期の別段の定め)

資産の譲渡等の時期について、所得税又は法人税の課税所得金額の計算における総収入金額又は益金の額に算入すべき時期に関し、別に定めがある場合には、それによることのできるものとする。

従事分量配当の財務諸表における表示

今年の5月1日に会社法が施行されましたが、これによって会社においては利益処分案(損失処理案)が廃止され、これに代わって「株主資本等変動計算書」の作成が義務付けられました。しかしながら、農事組合法人の場合は、農業協同組合法に基づいて設立されるものであるため、引き続き剰余金処分案の作成が必要です(農協法72の12の2)。

◆農業協同組合法 第72条の12の2(事業報告等の提出・備置の義務等)

1 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資農事組合法人にあつては事業報告及び財産目録を、組合員に出資をさせる農事組合法人(以下「出資農事組合法人」という。)にあつては事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を作成しなければならない。(以下略)

組合員の側における処理

従事分量配当を受ける組合員の側では、消費税の課税売上げになります。ただし、ほとんどの場合、組合員個人は消費税の免税事業者で実質的には消費税の納税負担は生じません。なお、組合員個人が消費税の簡易課税制度の適用を受ける場合の取扱いは明らかではありませんが、一部の国税局では第三種事業に該当するという見解を示しているようです。

農業経営を行なう農事組合法人から受ける従事分量配当は、事業所得(農業所得)として課税されます。組合員の従事分量配当の計上時

期(収入すべき時期)について、原則は、従事分量配当の支払いについての総会の決議があった日となると考えられます。ただし、農事組合法人は、従事分量配当金が確定するまでの間仮払金として支出することも認められており、この場合の組合員において仮払金を実際に受領した年分の所得として申告している例もあります。組合員の従事分量配当の計上時期について、原則は、従事分量配当の支払いについての総会の決議があった日としつつも、仮払金を実際に受領した年分の所得とすることも認めべきだと考えますが、今後、税務上の取扱いを明確にしていく必要があります。

今後の対応について

従事分量配当が消費税の課税仕入れであるとの判断がされたことに伴い、今まで不課税として取り扱っていた場合、誤って納めすぎた消費税の還付を受けるには、更正の請求等による手続きが必要になります。

この間、集落営農の法人化において農事組合法人の形態を選択するケースが急増していますが、既設の法人についても株式会社(特例有限会社を含む。)から農事組合法人への組織変更を希望するところが増えてくと予想されます。しかしながら、現行の農協法では、農事組合法人から株式会社への組織変更は可能ですが、株式会社から農事組合法人への組織変更はできません。このため、今後、農協法の改正により、株式会社から農事組合法人への組織変更ができるようにすることも必要だと考えます。

法人協会ニュース

グルメ&ダイニングスタイルショーのご案内 見本市に参加しませんか!

“食卓”を切り口に、「食」に関わるビジネスを集約し、新しいマーケットとライフスタイル・食文化を創造することをテーマとして来年4月に開催されます。

- ぜひ当協会まで参加申込下さい。
- 会期:2007年4月4~6日
 - 開催地:東京ビックサイト
 - 主催:(株)ビジネスガイド社
(当協会が協賛します)
 - 出展費用:正規には約35万円のところ、約10万円!!(ただし、出展応募者数により変動します。旅費等は含みません)
 - 出展内容:商品の展示及び試食等
 - 申込締切日:9月29日(金)
 - 申込方法:当協会へ電話またはFAX等でお問い合わせください。
 - 担当:数納(すのう) sunou@nca.or.jp

「減価償却資産の使用実態調査」へのご協力をお願いします。

本日付で「減価償却資産の使用実態調査」をFAX送信いたしました。平成18年度税制改正大綱では「減価償却資産の最近の実態、諸外国の制度を踏まえ、企業の国際競争力への影響を配慮しながら総合的な見直しをする」と明記されております。これを受け、実に38年ぶりに政府は本制度の見直しの検討に入ることとなり、その前提となる資料を財務省以下9省庁合同で把握するためのものです。大綱を踏まえると、この見直しにより、償却限度額の撤廃、法定耐用年数の短縮等が検討の俎上に登る可能性が極めて高いと想定されます(経団連等はすでに同趣旨の税制改正要望を出しております。)

9省庁合同調査は膨大な内容があり、農業に関しては直近10事例に限定しての簡便な調査とすることを農水省を通じて財務省の理解も得て行うこととなりました。

とかく、調査・アンケートが多いと会員各位のお叱りを日頃お受けしておりますが、本調査の結果が、会員各位の経営の負担となっている減価償却制度軽減の突破口になることが想定されますので、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

○調査締切:10月6日(金)までにFAXでお願いします。

○担当:稲垣、梶山

第12回 農林公庫交流会のご案内 ～アグリ・フードネットin東京～

日時 平成18年11月2日(木) 15:00~18:30
場所 皇居前パレスホテル 2Fローズルーム
東京都千代田区丸の内1-1-1

参加者 農林漁業者及び食品企業(約400名)

内容 ○講演会
「食料・農業の新たなチャンスを探る」
東京大学大学院 教授 伊藤元重氏
○交流パーティー

参加費 お一人様 5,000円

※参加希望の方は、9月27日(水)までに、下記FAXにてご連絡ください。

〔ご連絡先〕 農林漁業金融公庫顧客支援部
松本・濱野 tel03-3270-4116 fax03-3270-2825

アグリビジネス経営塾 第310号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。
社団法人日本農業法人協会

(HP:<http://www.hojin.or.jp/>)

TEL:03-5156-0365/FAX:03-5156-0366

MAIL:juku@hojin.or.jp

©(社)日本農業法人協会 2006

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。